

コンプライアンス

102-16,102-17,205-2,406-1

基本的な考え方・方針

ユニ・チャームは、社是に「企業の成長発展、社員の幸福、および社会的責任の達成を一元化する正しい企業経営の推進に努める」と掲げ、これを経営の指針としています。取締役および社員が高い倫理観を持ち、法令および定款等を遵守するための指針として、当社における行動指針（「ユニ・チャームグループ行動憲章」）等をまとめて解説した「The Unicharm Way」が取締役会の承認を得ました。これを全社員が活用することで、企業活動を通じて贈収賄や過剰な接待および贈答、不適切な政治献金、インサイダー取引の禁止、その他不正につながる行為の防止、適正な労働基準の遵守をはじめとする法令遵守に努めています。「The Unicharm Way」に掲げる精神を、社長執行役員および執行役員が全世界の社員に発信し続けることにより、企業倫理意識の向上および浸透に努め、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提にあることを徹底しています。

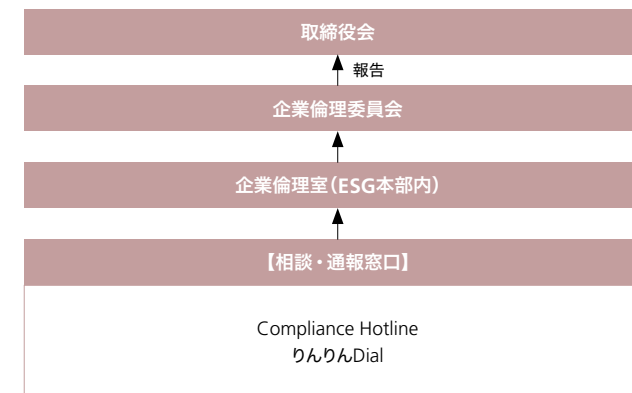
腐敗防止方針

取締役会において強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止に取り組む方針を定め、関係部門と連動して推進しています。また、お取引先においては、公正な関係を保つため、取引における腐敗行為を未然に防ぐよう「ユニ・チャームグループサステナブル調達ガイドライン」の中で、法令・社会規範の遵守と公正な取引、贈賄および賄賂の禁止を明示し、取引における包括的な腐敗防止を推進しています。

マネジメント体制

当社は、品質・安全・環境を骨格とする、あらゆる社会的責任に係る事項の活動監視を目的として、2005年に設立した「CSR委員会」を、2020年1月に「ESG委員会」に改組しました。「ESG委員会」では企業行動の適法性、公正性、健全性等について確認しています。また法令違反、社内規程違反、重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口として「Compliance Hotline」を、社内のハラスメント行為や人間関係などの職場の問題に対する相談・通報窓口として「りんりんDial」を設置し、コンプライアンス体制の整備・充実に努めています。これらの運用窓口として企業倫理室をESG本部内に設置しています。なお、重大な問題の発生時には、企業倫理室担当執行役員および全監査等委員を常任委員とする「企業倫理委員会」を招集し、問題の解決にあたり、取締役会に報告を行うことで、有効性を定期的に確認しています。その他、部門の業務執行が法令等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善提言を行うため、各業務執行部門から独立した社長執行役員直轄の内部監査部門を設置し、グループ全社の内部監査を行っています。

▶ コンプライアンス推進体系図



取り組み・実績

内部通報制度

205-3,206-1,419-1

契約社員も含めた国内外のグループ社員が法令違反、社内規程違反、贈収賄などの腐敗行為や重大な企業倫理違反に関する相談・通報窓口として匿名で利用できる「Compliance Hotline」を、社内でのハラスメント行為や人間関係等の職場の人権問題に対する相談・通報窓口として「りんりんDial」を設置しています。他にも、社外専門機関に社員だけでなく家族も気軽に相談できる仕組みも設けています。運用においては個人のプライバシーを尊重し、通報者が不利益を被らないよう最大限努力するとともに、第三者を巻き込む必要がある場合は通報者に同意を得るなど配慮を行っています。

▶ 相談件数(日本)

(件)

| | 2019年 | 2020年 | 2021年 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 相談件数合計 | 51 | 41 | 68 |
| コンプライアンス違反件数 | 0 | 0 | 0 |
| 労働基準に関する違反件数 | 0 | 0 | 0 |
| 人権に関する違反件数 | 0 | 0 | 0 |

日本以外では中国・台湾-大中華圏・タイ・インドネシア・インド・ブラジル・韓国・アメリカの現地法人内に同窓口を設置し運用しています。

コンプライアンス意識向上への取り組み

グループ全社員が活用している「The Unicharm Way」の中の「ユニ・チャームグループ行動憲章」に、各ステークホルダーに向けた誓いを実現するために心がける行動を記載して、腐敗防止等のコンプライアンス意識を向上させるとともに、毎年社員意識調査を実施し、モニタリングを行っています。また、被監査部門から独立した内部監査部門による監査も実施しています。

さらに、インサイダー取引防止規程でESG担当役員をインサイダー情報管理責任者と定め、違反行為を未然に防げるよう取り組んでいます。インサイダー取引の危険性が高い取引を原則として禁止するとともに、自社株売買の際には毎回当会社株式等の売買等届出書の提出を義務づけ、役員および社員の役職および所属部門等の事情に鑑み、当社の株式等の売買等における具体的な制限を定めて適宜注意喚起を行っています。

P.084 人材・職場環境づくり>社員意識調査の実施

行動基準の有効性の定期的な見直し

コンプライアンスに関する行動基準を定期的に見直し、毎年行われる社員意識調査によるモニタリングと内部監査を通じて有効性を確認しています。直近では、「ユニ・チャームグループ行動指針」の内容を見直し、2021年2月10日に「ユニ・チャームグループ行動憲章」として改訂しました。

コンプライアンス勉強会

役員および社員に対し、法令等の遵守に関する意識向上と問題の発生を未然に防止することを目的として、新入社員研修や海外赴任者向け研修においてコンプライアンスに関するテーマをカリキュラムに含む勉強会を実施しています。また、法務部および経理財務本部等が、取締役と執行役員を対象とした勉強会を年数回実施し、コンプライアンス意識の向上や法令遵守について周知し、理解を深めています。また、全社員を対象にした「社員意識調査」にコンプライアンスに関する設問を設けて不正な行為の防止や法令遵守に対する意識を高める他、eラーニングにおいても関連する講座を設け、受講状況をモニタリングして受講の徹底と理解の促進を図っています。その他にも、定期的に社内イントラネット上に法律や契約に関する身近な事例を取り上げた教材を掲示するなどして、全社のコンプライアンス意識を向上する施策を継続的に実行しています。